



長野県報

4月19日(木)
平成19年
(2007年)
第1856号

目次

告示

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間の延長（畜産課）	1
基本測量の実施（土木政策課）	1
基本測量の終了（土木政策課）	1
公共測量の終了（土木政策課）	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築管理課）	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（NPO活動推進課）	3
県営土地改良事業の工事の完了（6件）（農地整備課）	3
林業技術者養成講習の実施（林業振興課）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市計画課）	5
土地改良事業施行認可申請の審査結果の縦覧（農地整備課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（県立病院課）	5
一般競争入札（河川課）	6

告示

長野県告示第249号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成18年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報があった。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

畜産課

長野県告示第250号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（1:25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成19年4月9日から平成20年3月24日まで

3 作業地域

長野県全域

土木政策課

長野県告示第251号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

1 基本測量（1：25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成18年4月20日から平成19年3月23日まで

3 作業地域

長野県全域

土木政策課

長野県告示第252号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（国庫補助総合流域防災事業（砂防）に伴う測量業務）

2 作業期間

平成19年2月20日から平成19年3月19日まで

3 作業地域

松本市（長野県松本建設事務所管内）

土木政策課

長野県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

松川村

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画公園事業 3・3・1号 松川中央公園

3 事業施行期間

平成15年1月16日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成15年1月16日長野県告示第25号の事業地のうち字古宮地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 上片桐停車場鶴部線

2 供用を開始する区間

下伊那郡松川町上片桐3654番の15地先から

下伊那郡松川町上片桐3730番の8地先まで

3 供用を開始する期日 平成19年4月20日

道路管理課

長野県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 長野荒瀬原線

2 供用を開始する区間

上水内郡飯綱町大字牟礼字本塚1086番の1地先から

上水内郡飯綱町大字牟礼字地蔵堂838番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成19年4月19日

道路管理課

長野県告示第256号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 日時 平成19年5月9日 午後2時

2 場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁 議員会館会議室

3 被聴聞者

(1) 商号 株式会社東横地所

(2) 代表者氏名 永井 勝

(3) 主たる事務所の所在地 長野市大字柳原2317番地16

(4) 免許証番号 長野県知事(10)1367号

(5) 免許年月日 平成14年6月26日

建築管理課